

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成30年7月5日(2018.7.5)

【公開番号】特開2017-206141(P2017-206141A)

【公開日】平成29年11月24日(2017.11.24)

【年通号数】公開・登録公報2017-045

【出願番号】特願2016-100464(P2016-100464)

【国際特許分類】

B 6 0 K 35/00 (2006.01)

B 6 0 R 16/02 (2006.01)

B 6 0 R 11/02 (2006.01)

【F I】

B 6 0 K 35/00 Z

B 6 0 R 16/02 6 5 0 D

B 6 0 R 16/02 6 5 5 A

B 6 0 R 11/02 Z

【手続補正書】

【提出日】平成30年5月22日(2018.5.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

車両に異常が発生したときにメータパネルの警告灯が点灯または点滅するように構成された車載警告システム(1)であって、

前記警告灯が点灯または点滅したときに、運転者の精神的な動搖を検出する検出部(12)と、

運転者の精神的な動搖が検出されたときに、前記点灯または点滅した警告灯の警告の内容や前記警告に対する対処の仕方を運転者に報知する報知部(12)とを備え、

前記検出部(12)は、運転者の視線の方向や顔向きの方向等を検出して運転者の視点が前記メータパネルを注視していることを検出する注視検出部(12)と、運転者の発する音声を音声認識して認識した音声が運転者の精神が動搖している際に運転者が発するような言葉であることを検出する音声検出部(12)とを有するように構成された車載警告システム。

【請求項2】

前記検出部(12)は、運転者の視点が前記メータパネルを注視している時間が設定時間以上であるときに、運転者の精神が動搖しているどうかの検出制御を実行するように構成されていることを特徴とする請求項1記載の車載警告システム。

【請求項3】

前記検出部(12)は、前記点灯または点滅した警告灯の警告レベルを考慮し、危険度が高い警告レベルであるときには、前記報知部(12)によって前記点灯または点滅した警告灯の警告の内容や前記警告に対する対処の仕方を運転者に即座に報知するように構成されていることを特徴とする請求項2記載の車載警告システム。

【請求項4】

前記検出部(12)は、危険度が高い警告レベルでないときであって、運転者の視点が前記メータパネルを注視している時間が設定時間以上であるパネル注視動作の実行回数が

、所定時間内に設定回数以上となったときに、運転者の精神が動搖しているどうかの検出制御を続行するように構成されていることを特徴とする請求項3記載の車載警告システム。

【請求項5】

前記検出部（12）は、危険度が高い警告レベルでないときであって、前記パネル注視動作の実行回数が所定時間内に設定回数以上となり、更に、前記音声検出部（12）によって運転者の発する音声が運転者の精神が動搖している際に運転者が発するような言葉であることを検出したときに、前記報知部（12）によって前記点灯または点滅した警告灯の警告の内容や前記警告に対する対処の仕方を運転者に報知するように構成されていることを特徴とする請求項4記載の車載警告システム。

【請求項6】

前記音声検出部（12）は、前記警告灯が点灯または点滅したときに、連続的に音声認識処理を実行するように構成されていることを特徴とする請求項1から5のいずれか一項記載の車載警告システム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

請求項1の発明は、車両に異常が発生したときにメータパネルの警告灯が点灯または点滅するように構成された車載警告システム（1）であって、前記警告灯が点灯または点滅したときに、運転者の精神的な動搖を検出する検出部（12）と、運転者の精神的な動搖が検出されたときに、前記点灯または点滅した警告灯の警告の内容や前記警告に対する対処の仕方を運転者に報知する報知部（12）とを備え、前記検出部（12）は、運転者の視線の方向や顔向きの方向等を検出して運転者の視点が前記メータパネルを注視していることを検出する注視検出部（12）と、運転者の発する音声を音声認識して認識した音声が運転者の精神が動搖している際に運転者が発するような言葉であることを検出する音声検出部（12）とを有するように構成されたものである。